

別紙1

市町村森林整備支援事業の補助対象事業費

- 1 補助対象事業費は、信州の森林づくり事業実施要領（昭和55年3月3日 54 営林第405号）に準じることとし、標準実施単価に事業量を乗じて求める。

（以下、信州の森林づくり事業から抜粋。令和6年4月25日現在の内容であり、事業実施に当たっては必ず最新の実施要領を参照すること）

標準実施単価には共通仮設費を含むものとし、事業実施に直接必要な労務が雇用によりまかなわれるか否かや、当該労務に係る社会保険料等の支払い状況に応じて間接費を加算することができる。

2 標準実施単価

(3) 標準実施単価の構成

ア 直接費

(ア) 資材費

事業の実行に直接必要な苗木、肥料、燃料、消耗品等の購入費及びこれらの運賃、荷造費等

(イ) 労務費

事業の実行に直接必要な労務賃金

(ウ) 機械経費

事業の実行に必要な機械器具の使用に要する費用

イ 共通仮設費

(ア) 運搬費

事業の実行に必要な機械器具、車両等の運搬及び現場内における移動に要する費用

(イ) 準備費

事業の実行に必要な準備等及び後片付けに要する費用、丁張等に要する費用、伐開・除根・除草等に要する費用のうち直接費に含まれないもの

(ウ) 安全費

事業の実行に必要な交通管理等に要する費用、安全施設等に要する費用、安全衛生管理等に要する費用、安全対策等に要する費用

(エ) 役務費

土地の借上げ等に要する費用、電力、用水等の基本料金、その他事業の実行に必要な役務に要する費用

(オ) 営繕費

事業の実行に必要な現場事務所、労働者宿舍、倉庫及び材料保管場等の営繕に要する費用、労働者の輸送に要する費用、前記に係る土地、建物の借上げに要する費用、その他事業の実行に必要な営繕等に要する費用

(カ) 測量設計費

事業の実行に必要な測量・設計に要する費用

3 間接費

標準実施単価に加算することのできる間接費は現場監督費及び社会保険料等とし、その内容は次のとおりとする。

(1) 現場監督費

事業の実行に直接必要な作業が雇用労務により実施される場合の当該雇用される労働者（当該作業の一部又は全部が個人（一人親方等）の受託又は請負により実施される場合の当該個人であって、実質的に当該作業の一部又は全部を委託し又は請け負わせる者の管理・監督下に置かれる者（以下「個人受託者」という。）を含む。以下「現場労働者」という。）の管理等のために必要な費用とし、次の費用を含むものとする。

また、現場監督費は、事業の実行に直接必要な作業が現場労働者により実施された場合に限り加算できるものとし、その額は、標準実施単価の21.0%に相当する額とする。

なお、当該現場労働者の中に個人受託者が含まれる場合にあっては、当該個人受託者に対する実質的な管理・監督の状況が明確に記録されている場合に限り、現場監督費を加算できるものとする。

ア 労務管理費

現場労働者に係る次の費用

(ア) 募集及び解散に要する費用(赴任旅費及び解散手当を含む。)

(イ) 慰安、娯楽及び厚生に要する費用

(ウ) 直接費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用

(エ) 賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(オ) 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用

イ 安全訓練等に要する費用

現場労働者の安全・衛生管理（安全訓練、安全大会、安全教育、災害対策訓練等）に要する費用

ウ 租税公課

固定資産税、自動車税及び軽自動車税等の租税公課（2の(3)のアの(ウ)に掲げる機械経費を構成する機械器具等損料に含まれる租税公課を除く。）

エ 保険料

自動車保険、工事保険、組立保険、請負業者賠償責任保険、労働災害総合保険、火災保険その他の損害保険の保険料（(2)の社会保険料等に含まれる社会保険料及び2の(3)のアの(ウ)の機械経費を構成する機械器具等損料に含まれる保険料を除く。）

オ 従業員給料手当

現場従業員（現場労働者を管理・監督する者その他現場において間接的に事業実行に従事する者をいう。以下同じ。）及び補助従業員（現場従業員を補助し、その事務に従事する者をいう。以下同じ）の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与（本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転手、世話役等で標準単価の算定に含まれる現場従業員の給料等を除く。）

カ 退職金

現場従業員及び補助従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額（(2)の社会保険料等に含まれる退職金共済制度に基づく事業主負担額を除く。）

キ 福利厚生費

現場従業員及び補助従業員に係る慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用

ク 事務用品費

事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費

ケ 通信交通費

通信費、交通費及び旅費

(2) 社会保険料等

現場従業員及び現場労働者及び補助従業員に係る労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料のうち法定の事業主負担分（労災保険の特別加入制度に係る保険料を含む。）並びに退職金共済制度（林業退職金共済制度（林退共）、建設業退職金共済制度（建退共）、中小企業退職金共済制度（中退共）等）の掛金とする。

また、社会保険料等については、施行地ごとに、事業に従事した各現場労働者について社会保険等（労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金及び退職金共済制度）の加入状況に応じ表1に示す点数を合計し、当該現場労働者数で除して算出される平均点数に応じて、標準単価に表2に示す率を乗じた額を加算できるものとする。

(表1)

区 分		加入している場合の点数
労災保険		6 点
雇用保険		1 点
健康保険		5 点
厚生年金保険		10 点
退職者共済 制度	中小企業退職金共済制度以外	2 点
	中小企業退職金共済制度	3 点

<令和 6 年 4 月 25 日一部改正>

(表 2)

区 分	加算率
1 点以上 7 点未満	3 %
7 点以上 1 3 点未満	1 0 %
1 3 点以上 2 3 点未満	1 3 %
2 3 点以上	1 8 %

別紙2

森林の病虫害被害対策

森林の病虫害被害対策のうち、枯損木利活用において、市町村が間接補助を行う場合の間接補助事業者が補助対象事業費として計上できる経費は、次のとおりとする。

(1) 実行経費には共通仮設費を含むものとし、事業実施に直接必要な労務が雇用によりまかなわれるか否かや、当該労務に係る社会保険料等の支払い状況に応じて間接費を加算することができる。

(2) 実行経費の構成は、次のとおりとする。

ア 直接費

(ア) 資材費

事業の実行に直接必要な苗木、肥料、燃料、消耗品等の購入費及びこれらの運賃、荷造費等

(イ) 労務費

事業の実行に直接必要な労務賃金

(ウ) 機械経費

事業の実行に必要な機械器具の使用に要する費用

イ 共通仮設費

(ア) 運搬費

事業の実行に必要な機械器具、車両等の運搬及び現場内における移動に要する費用

(イ) 準備費

事業の実行に必要な準備等及び後片付けに要する費用、丁張等に要する費用、伐開・除根・除草等に要する費用のうち直接費に含まれないもの

(ウ) 安全費

事業の実行に必要な交通管理等に要する費用、安全施設等に要する費用、安全衛生管理等に要する費用、安全対策等に要する費用

(エ) 役務費

土地の借上げ等に要する費用、電力、用水等の基本料金、その他事業の実行に必要な役務に要する費用

(オ) 営繕費

事業の実行に必要な現場事務所、労働者宿舍、倉庫及び材料保管場等の営繕に要する費用、労働者の輸送に要する費用、前記に係る土地、建物の借上げに要する費用、その他事業の実行に必要な営繕等に要する費用

(カ) 測量設計費

事業の実行に必要な測量・設計に要する費用

ウ 間接費

実行経費に加算することのできる間接費は現場監督費及び社会保険料等とし、その内容は次のとおりとする。

(ア) 現場監督費

事業の実行に直接必要な作業が雇用労務により実施される場合の当該雇用される労働者（当該作業の一部又は全部が個人（一人親方等）の受託又は請負により実施される場合の当該個人であって、実質的に当該作業の一部又は全部を委託し又は請け負わせる者の管理・監督下に置かれる者（以下「個人受託者」という。）を含む。以下「現場労働者」という。）の管理等のために必要な費用とし、次の費用を含むものとする。

また、現場監督費は、事業の実行に直接必要な作業が現場労働者により実施された場合に限り加算できるものとし、その額は、直接費と共通仮設費の合計の21.0%に相当する額とする。

なお、当該現場労働者の中に個人受託者が含まれる場合にあっては、当該個人受託者に対する実質的な管理・監督の状況が明確に記録されている場合に限り、現場監督費を加算できるものとする。

a 労務管理費

現場労働者に係る次の費用

- (a) 募集及び解散に要する費用(赴任旅費及び解散手当を含む。)
- (b) 慰安、娯楽及び厚生に要する費用
- (c) 直接費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用
- (d) 賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- (e) 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用

b 安全訓練等に要する費用

現場労働者の安全・衛生管理（安全訓練、安全大会、安全教育、災害対策訓練等）に要する費用

c 租税公課

固定資産税、自動車税及び軽自動車税等の租税公課（(2)のアの(ウ)に掲げる機械経費を構成する機械器具等損料に含まれる租税公課を除く。）

d 保険料

自動車保険、工事保険、組立保険、請負業者賠償責任保険、労働災害総合保険、火災保険その他の損害保険の保険料（(2)のウの(イ)に掲げる社会保険料等に含まれる社会保険料及び(2)のアの(ウ)の機械経費を構成する機械器具等損料に含まれる保険料を除く。）

e 従業員給料手当

現場従業員（現場労働者を管理・監督する者その他現場において間接的に事業実行に従事する者をいう。以下同じ。）の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与（本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転

手、世話役等で標準単価の算定に含まれる現場従業員の給料等を除く。)

f 退職金

現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額((2)の社会保険料等に含まれる退職金共済制度に基づく事業主負担額を除く。)

g 福利厚生費

現場従業員に係る慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用

h 事務用品費

事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費

i 通信交通費

通信費、交通費及び旅費

(イ) 社会保険料等

現場従業員及び現場労働者に係る労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料のうち法定の事業主負担分(労災保険の特別加入制度に係る保険料を含む。)並びに退職金共済制度(林業退職金共済制度(林退共)、建設業退職金共済制度(建退共)、中小企業退職金共済制度(中退共)等)の掛金とする。

また、社会保険料等については、施行地ごとに、事業に従事した各現場労働者について社会保険等(労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金及び退職金共済制度)の加入状況に応じ表1に示す点数を合計し、当該現場労働者数で除して算出される平均点数に応じて、直接費と共通仮設費の合計に表2に示す率を乗じた額を加算できるものとする。

(表1)

区 分		加入している場合の点数
労災保険		6 点
雇用保険		1 点
健康保険		5 点
厚生年金保険		1 0 点
退職者共済 制度	中小企業退職金共済制度以外	2 点
	中小企業退職金共済制度	3 点

(表2)

区 分		加算率
1 点以上	7 点未満	3 %
7 点以上	1 3 点未満	1 0 %
1 3 点以上	2 3 点未満	1 3 %
2 3 点以上		1 8 %

別紙3

緩衝帯の整備

第11第2項第3号に規定する書類として、実測図を作成し、実績報告の際に添付するものとする。また、原則として実測図のシェイプファイル又は測量野帳のエクセルファイルをあわせて提出するものとする。

(1) 実測図は、事業の種類ごとに作成する。

(2) 測量

ア 面積の把握は実測を原則とし、測量に用いる機械はポケットコンパス又はそれ以上の精度を有するものとし、起点(BP)を簡易な方法で現地に表示するものとする。起点及び、主要な測点については、杭を設置すると共に、他測点についても簡易な方法で現地表示するものとする。ただし、それ以上の精度を有すると認められる既存の図面が利用できるときは、測量を省略できることとし、実測図にその根拠を明示するものとする。

イ 測量精度は、閉合トラバース測量における閉合比が100分の1以内とする。

ウ 実測野帳は、所定の様式又はこれに準じたものを使用すること。

エ 補助対象区域は、当該作業において一体として取扱う樹木を包括する森林の区域とする。

オ 事業施行地内の道路敷（既設森林作業道を含む。）、岩石地、崩壊地等の不良造林地等で1カ所の面積が0.01ha以上のものは、除地として除外すること。

(3) 作図等

ア 縮尺は、1施行地1ha未満の事業地にあつては1,000分の1、1ha以上の事業地にあつては3,000分の1を標準とする。

イ 面積の算出はプランニメーター（3回測定）又は三斜法若しくはこれ以上の精度を有する方法により算出するものとし、計算経過を実測図余白に記載又は添付すること。補助金の算出には小数点第3位以下を切り捨てた面積を用いる。

ウ 前項(2)のオの除地については、集計ごとに小数点第3位以下を切上げて、事業施行地全体の面積から控除する。